

社会福祉法人ささゆり会 役員並びに評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ささゆり会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「評議員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 当法人の役員に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が2,000万円を超えない範囲とする。ただし、退職手当を除く。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第22条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
 - (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。
- 2 理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、職員旅費規程に基づき、実費相当額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等を支給しないものとする。

(支給の方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、前営業日に支払うものとする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内に

支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。但し、非常勤理事長及び非常勤副理事長を除く。
- 3 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込みとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- (1) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- (1) この規程は、平成31年3月14日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,300,000円
副理事長	月額 1,000,000円
常務理事	月額 800,000円

別表2 常勤役員の賞与（第3条関係）

6月の賞与	報酬月額×2ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月分

別表3 常勤役員の退職金算定式（第3条関係）

理事長	最終報酬月額×在任年数×3.0（係数）
副理事長	最終報酬月額×在任年数×2.0（係数）
常務理事	最終報酬月額×在任年数×1.5（係数）

※上記在任年数1ヶ年単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表4 非常勤役員等の報酬（第4条関係）

(1) 理事長、副理事長

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
副理事長	月額 250,000円

(2) 評議員

	日額
評議員会への出席 1回につき	50,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 1回につき	50,000円

(3) 理事

	日額
理事会等会議への出席 1回につき	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 1回につき	30,000円

(4) 監事

	日額
監事監査等への出席 1回につき	30,000円
理事会、評議員会等会議への出席 1回につき	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 1回につき	30,000円

(5) 評議員選任解任委員

	日額
評議員選任解任委員会への出席 1回につき	50,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤 1回につき	50,000円

社会福祉法人ささゆり会 役員並びに評議員等報酬規程 参考表

職位	勤務形態	職位に基づく月額報酬	業務範囲	業務に基づく月額報酬	月額報酬合計(万円)	年間報酬合計(万円)	賞与	退職金係数
理事長	常勤	50万円	統括業務	80万円	130	1,560	月額報酬の4ヶ月相当	3.0
	非常勤	30万円			30	360	無し	0
副理事長	常勤	40万円	統括業務	60万円	100	1,200	月額報酬の4ヶ月相当	2.0
	非常勤	25万円			25	300	無し	0
常務理事	常勤	30万円	施設担当又は管理担当	50万円	80	960	月額報酬の4ヶ月相当	1.5
	非常勤	20万円			20	240	無し	0
理事	非常勤	1回出席に 当り3万円					無し	0
評議員		1回出席に 当り5万円					無し	0
評議員選任 解任委員		1回出席に 当り5万円					無し	0
監事	非常勤	1回出席に 当り3万円					無し	0